

厚生労働大臣の定める揭示事項

(2026年9月1日現在)

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

1) 1内科病棟（地域包括医療病棟入院料1）

1日に13人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時半から夕方16時半まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方16時半から深夜0時半まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- ・深夜0時半から朝8時半まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

2) 2内科病棟（地域包括ケア病棟入院料1）

1日に10人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時半から夕方16時半まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方16時半から深夜0時半まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- ・深夜0時半から朝8時半まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

3) 3内科病棟（障害者施設等10対1入院基本料）

1日に13人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時半から夕方16時半まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方16時半から深夜0時半まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- ・深夜0時半から朝8時半まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

4) さくらユニット病棟（緩和ケア病棟入院料1）

1日に11人以上の看護師が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時半から夕方16時半まで、看護師1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・夕方16時半から深夜0時半まで、看護師1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・深夜0時半から朝8時半まで、看護師1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制等について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施しており、基準を満たしております。

4. 九州厚生局長への届出事項

1) 入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（朝食8：00、昼食12：00、夕食18：00以降）、適温で提供しております。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆情報通信機器を用いた診療に係る基準 ◆機能強化加算 ◆電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ◆継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ◆障害者施設等 10 対 1 入院基本料 ◆包括期充実体制加算 ◆救急医療管理加算
- ◆診療録管理体制加算 1 ◆医師事務作業補助体制加算 1 (40 対 1 補助体制加算)
- ◆電子的診療情報連携体制整備加算 1 ◆特殊疾患入院施設管理加算 ◆緩和ケア診療加算
- ◆口腔管理連携加算 ◆医療安全対策加算 2 ◆医療安全対策地域連携加算 2
- ◆感染対策向上加算 2 ◆連携強化加算 ◆サーベイランス強化加算
- ◆身体的拘束最小化推進体制加算 ◆褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ◆地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 ◆病棟薬剤業務実施加算 1 ◆データ提出加算 2
- ◆提出データ評価加算 ◆入退院支援加算 1 ◆入院時支援加算 ◆総合機能評価加算
- ◆認知症ケア加算 1 ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算 ◆協力対象施設入所者入院加算
- ◆地域包括医療病棟入院料 1 ◆看護補助体制加算 (25 対 1 看護補助者 5 割以上)
- ◆夜間 50 対 1 看護補助体制加算 ◆夜間看護体制加算 ◆看護補助・患者ケア体制充実加算 1
- ◆看護職員夜間配置加算 (16 対 1 配置加算 1) ◆リハビリテーション・栄養・口腔連携加算 1
- ◆地域包括ケア病棟入院料 1 ◆看護職員配置加算 ◆看護補助者配置加算
- ◆看護補助・患者ケア体制充実加算 1 ◆看護職員夜間配置加算
- ◆リハビリテーション・栄養・口腔連携加算 1 ◆緩和ケア病棟入院料 1 ◆入院時食事療養 (I)

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆糖尿病合併症管理料 ◆がん性疼痛緩和指導管理料 ◆がん患者指導管理料イ
- ◆がん患者指導管理料ロ ◆外来緩和ケア管理料 ◆二次性骨折予防継続管理料 2
- ◆二次性骨折予防継続管理料 3 ◆院内トリアージ実施体制加算 ◆救急外来医学管理料 3
- ◆ニコチン依存症管理料 ◆がん治療連携指導料 ◆薬剤管理指導料
- ◆在宅療養支援病院「第 14 の 2」の 1 の (2)
- ◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 ◆在宅データ提出加算
- ◆在宅がん医療総合診療料 ◆救急患者連携搬送料 2
- ◆在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
- ◆検体検査管理加算 (II) ◆遠隔画像診断 ◆CT 撮影及びMRI 撮影 ◆無菌製剤処理料
- ◆心大血管疾患リハビリテーション料 (I) ◆脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- ◆運動器リハビリテーション料 (I) ◆呼吸器リハビリテーション料 (I)
- ◆認知療法・認知行動療法 1 ◆胃瘻造設術 (経皮的内視鏡下、腹腔鏡下を含む。)
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ◆看護職員処遇改善評価料 38
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の注 5 ◆入院ベースアップ評価料 (74)

5. 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、診断書料等については、別掲の料金表での実費のご負担をお願いしております。